

6月15日(第5頁)

1. 開会並びに散会時刻 (午前10時24分～午後5時)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 藤太郎	2番	比 藤 道 亮	3番	天 久 藤太郎		
4番	安次 菅 藤 信	5番	石 川 道 亮	6番	天 久 藤太郎		
7番	稻 村 正 兼	8番	石 田 英 正	9番	天 久 藤太郎		
10番	又 賀 正 男	12番	大 川 秀 行	13番	天 久 藤太郎		
15番	武 島 行 昌	16番	宮 里 敏 幸	17番	天 久 藤太郎		
18番	宮 城 昌 彦	18番	中 里 敏 幸	20番	天 久 藤太郎		
21番	古 渡 辰 次郎						

3. 不応議員は次の通りである。

11番 石 川 繁 14番 仲 村 喜 永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事録のため出席した者は次の通りである。

市長 伊村 春勝 助 役 兵 屋 其 徳 経済課長 沢し 安一  
総務課長 松川 正 敏 財政課長 当山 全 喜 収入課長 伊村 春 松  
建設課長 島 俊 昌 水道課長 奥 里 村 俊

7. 本会議の書記は次の通りである

書記長 松 川 正 敏 書記 兵 屋 敏 伊 佐 正 敏

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 議案第14号、1962年度宜野湾市才入才出決算認定について  
日程第2 議案第15号、1962年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について

9. 会費の徴収

議 長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、  
議会は成立致しますので、只今より第5頁目の会費を徴収します。  
(午前10時24分)

6月15日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時24分～午後5時)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	天仲村春
7番	稻嶺正康	8番	石田真英	9番	安里明
10番	又吉正	12番	大川昇	13番	伊佐貞
15番	武島行男	16番	官里敏行	17番	伊佐貞
15番	官城盛昌	18番	中里幸助	20番	伊仲村盛光
21番	古波誠清次郎				

3. 不応議員は次の通りである。

11番 石川 繁 14番 仲村 喜永

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長	仲村 春勝	助役	呉屋 真徳	経済課長	沢し 安一
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 全喜	収入役	仲村 春松
建設課長	島袋 昌栄	水道課長	奥里 村俊		

7. 本会議の書記は次の通りである

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 議案第14号、1962年度宜野湾市才入才出決算認定について  
日程第2 議案第15号、1962年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について

9. 会議の俟未

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第5日目の会議を開きます。  
(午前10時24分)

議 長～冒頭第1, 議案第14号 1962年度宜野湾市才入才出決算認定  
についてを議題と致します。本案は昨年度の段階において概算審  
議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～才入の1款, 2款の質疑を願います。

議 長～冒休開放します。(午前10時25分)

3番 4番の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前10時43分)

16番～2款の方でございます。職員給が大分予算に比較して減になつて、  
その代り旅費、諸手当、需要費の方が大分増額になつておりますが  
6月の予算議会までに更正する余ゆうがなかつたのかどうか、  
もう3件、それから5項の諸費でございますが、371千円の研修  
費が削減されておりますが、その中から減額されておりますが、95  
千円87セントの不要額を出してあるが、後所研修費、職員研修費  
職員厚生補助のメニューが満足であつたのか、もう1件退職給付金  
について、予算更正の場合において決算の見取りが違つていたかど  
うか。

市 長～今先の質疑の職員給のういたのは、職員の退職した場合の役位を  
得る場合にすぐ採用出来なくて、間に何カ月が経いたのがあつたら  
これだけういた訳であります。それから旅費のメニューは、確かにこの  
時私はハワイ村人会から招かれたときじやないかと思ひますが、予  
定しない旅費支出があつたところ思つております。

議 長～冒休開放します。(午前10時47分)

議 長～再開致します。(午前10時48分)

16番～職員給は次分ういてありますが、旅費、諸手当、需要費が多くなつ  
ておる。その場合、市昇格問題で十二分に必要な点は認めますが、  
6月の予算議会までに更正する予算の更正する余ゆうがなかつたか  
どうかを聞いて居る訳です。決算においてはこう出ておりますけれ  
ども年度内において更正する余ゆうがなかつたかどうか。

市 長～冒頭の何を調べて見たら毎月頃これが合計ういているか分ります。  
急にこれを更正する必要はないと云う訳でやつてなかつたのか、或  
はこの6月頃まで不足がなかつたのか一応調べて見ないと質問にお  
答え出来ません。一寸待つて下さい。

総務課長～あと二点私の方から御説明致します。5項の諸費の研修費の所で  
ありますが、これは、いわゆる予算に対して執行が大分遅になつて  
いると云う弊害であります。この方は、いわゆる完全に借りて来つ  
たのであるかどうか、その方は借りて来う事ぢやございません。

議 長～目程第1，議案第14号 1962年辰宜野湾市才入才出決算認定  
についてを議題と致します。本案は昨質疑の段階において継続審  
議になっておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～才入の1款，2款の質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午前10時25分)

3番 4番の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前10時43分)

16番～2款の方でございます。職員給が大分予算に比較して減になつて、  
その代り旅費，諸手当，需要費の方が大分増額になつておりますが  
6月の予算議会までに更正する予ゆうがなかつたのかどうか，  
もう1件，それから5項の諸費でございますが，371ドルの研修  
費が職員給でございますが，その中から流用されておりますが，95  
ドル87セントの不要額を出してあるが，後所研修費，職員研修費  
職員厚生補助の1ツ1ツが満足であつたのか，もう1件退職給与金  
について，予算更正の場合において決算の見積りが違つていたかど  
うか。

市 長～今先の御質問の職員給のういたのは，職員の退職した場合の後任を  
得る場合にすぐ採用出来ないで，間に何カ月が空いたのがあつたら  
これだけういた訳であります。それから旅費の1ツは，確かにこの  
時私はハワイ村人会から招かれたときじやないかと思ひますが，予  
定しない旅費支出があつたところ思つております。

議 長～暫休憩致します。(午前10時47分)

議 長～再開致します。(午前10時48分)

16番～職員給は大分ういてありますが，旅費，諸手当，需要費が多くなつ  
ておる。その場合，市界格問題で十二分に必要な点は認めますが，  
6月の予算議会までに更正する予算の更正する余ゆうがなかつたか  
どうかを聞いて居る訳です。決算においてはこう出ておりますけれ  
ども年度内において更正する予ゆうがなかつたかどうか。

市 長～目別の何を調べて見たら何月頃これが余計ういてるか分ります。  
急にこれを更正する必要はないと云う所でやつてなかつたのか，或  
はこの6月頃まで不足がなかつたのか一応調べて見ないと質問にお  
答え出来ません。一寸待つて下さい。

総務課長～あと二点私の方から御説明致します。5項の諸費の研修費の所で  
ありますが，これは，いわゆる予算に対して執行が大分減になつて  
いると云う実情であります。この方は，いわゆる完全に借りて余つ  
たのであるかどうか，その方は借りて云う事ぢやございません。

只こちらに計上している分は備品費に当ることやなくて、いわゆる専断月刊紙ですね、たとへば自治法、地方自治とか、それから地方財政月刊とか、そう云うような、或は録音関係の月刊とか、そう云うような備品的なものとして扱えない様にこの月刊紙ですね、これを付してありますが、最初こちらが必要とする分の額に充分支出してございます。こちらとしてこう云う圖書をその範囲の現在、こちらが取得している分買入れている分以外の資料が得られなくて余つた訳です、それから今度は補助金の職員更正費であります、この方はおもに体育研修費、いわゆる職員の体育増進の面に重点をおいて居ります。この場合には毎月職員の方で共済積立をしておりますが、この職員全体の積立と、それから厚生補助金、2つで運営されますが職員積立の方から多く負担をしまして、市のいわゆる予算給与金の方は、これは取算と云うよりは予測しない年度末のざりざりで計上したのでありまして、その分が、いわゆる流用にして積立してあると云う訳でございます。

16番～只今の部長さんの御答弁によりますと、研修費の方は充分にまにあつたと、職員厚生補助の場合でも、積立てがあつて間に合せたと云つておりますが実際に職員の福利と保健衛生と云つた面において積立金的な職員の福利な事は良くわかつておりますが、しかし職員保健衛生の問題において、予算を消化しきれなかつたと云う面については、我々当局が充分に考慮すべきだと思ふんです。あくまでも、予算に計上した額に認定された額については管轄方の史料、加付で十二分に使途は考えられると思ふんです。それから書籍の面においても当局がやつている資料の範囲内を十二分に獲得したとおつしやつておりますが、それ以外にもたくさん考えられると思ひます。その面においては、今後十二分に留意されて職員の十二分な研究に効果をあらしめる様によつて欲しいと思ひます。

総務部長～ありがとうございます御意見で今後その取扱いについては充分留意したいと思つております。

4番～諸費の中の退職給与金がありますが、その中で年休の積立、買上げが62ドル42セント、これの算定についてお伺いしたい、毎時間分の額ですか。

総務部長～この方は標準法によりまして、今政府公務員法で行きますと、60時間だつたと思ひますが、これだけ積立出来る訳です。しかし地方公務員法はありませんので、現在こちらとしては、労働管理法例を適用して、これによりますと時間1人1人が24時間までは積立出来ることになつております。そうしますと、24時間積立出来ますので退職の場合には、これを最低標準者が解雇しなけらばいかんと、結局当然それだけは休むべき法律上、休む

只こちらに計上している分は備品費に云うことぢやなくて、いわゆる  
専問月刊紙ですね、たとへば自治、地方自治とか、それから地  
方財政月刊とか、そう云うふうな、或は農業関係の月刊とか、そう  
云うふうな備品的なものとして扱えない様にこの月刊紙ですね、  
これを何してありますが、最初こちらが必要とする分の額は充分、  
出してございます。こちらとしてこう云う圖書をその範囲の現在、  
こちらが取得している分買入れている分以外に資料が得られなくて  
余つた訳です。それから今度は補助金の職員更正費であります、こ  
の方はおもに体育研修費、いわゆる職員の体育増進の面におきま  
して居ります。この場合には毎月職員の方で共済積立をしておりま  
すが、この職員全体の積立と、それから厚生補助金、2ツで運営さ  
れますが職員積立の方から多く負担をしまして、市のいわゆる予算  
の分は残したと云うふうな意味でございます。それから今度は退職  
給与金の方は、これは積算と云うよりは予測しない年度末のぎりぎ  
りで計上したのでありまして、その分が、いわゆる流用にして積立  
してあると云う訳でございます。

16番～只今の課長さんの御答弁によりますと、研修費の方は充分にまにあ  
つたと、職員厚生補助の場合でも、積立てがあつて間に合せてと云  
つておりますが実際に職員の融和と保健衛生と云つた面において積  
立金的な職員の融和な事は良くわかつておりますが、しかし職員保  
健衛生の問題において、予算を消化しきれなかつたと云う面につ  
いては、執行当局が充分に考慮すべきだと思つて居ります。あくま  
でも、予算に計上した議会で認定された額については皆様方の思料、如  
何で十二分に使途は考えられると思つて居ります。それから書籍の  
面におきても当局がやつている資料の範囲内を十二分に獲得したと  
おつてやつておりますが、それ以外にもたくさん考えられると思  
います。その面においては、今後十二分に留意されて職員の十二分  
な研究に効果をあらしめる様使つて載きたいと思つて居ります。

総務課長～ありがたい御意見で今後その取扱いについては充分留意したいと思  
つて居ります。

4番～諸費の中の退職給与金がありますが、その中で年休の積立、買上げ  
が62ドル42セント、これの算定についてお伺いしたい。何時間  
分の額ですか、

総務課長～この方は基準法によりまして、今政府公務員法で行きますと6.  
80時間だつたと思つて居りますが、これだけ積立出来る訳です。しかし  
地方公務員法はありませんので、現在こちらとしては、労働管理法  
例を適用しまして、これによりますと職員1人1人が240時間ま  
では積立出来ることになつて居ります。そうしますと、24  
0時間は積立でありますので退職の場合には、これを任命権者が解  
約しなければいかんと、結局当然それだけは休むべき法律上、休む

べきものが、いわゆる積立られておりますので、それを買上げると云うような規定になっておりますが、結局これは時間にしての積立でございますので、積立期間掛けるその人の時給、これは給与条例によつて算定する 支給 であります、これによつて計上した額がこの額であります。

- 4 番～年休、有給、休暇の場合はそれは適当な時期において当然、当てられていないと云う事になっておりますが、職員のはとんどがそう云う処置がなされているかどうか、

船橋市長～現在の方は皆な定休、例えば或る市長が市からは与えない様な定休とか、そう云う場合にも有給の扱いをしております、そう云うもので処理してあります、それから今懸念、職員の家はいつも毎年そうでありまして、いつもたらない現状だと云う事で、中にはほとんど積立にまわしていると云うような方も大分あります、実際の状況は個々によつて積立、それから行使そう云う事で全部処理されております。

- 5 番～3項の固定資産評価員は、これは相当な不協和を出してありますがこの固定資産評価の職務を果さなかつたんですか、

市長～~~再調査による固定資産の評価は予算的~~  
財源の方で土地の再調査をやる予定でありましたが、それが実施出来なかつたのであります。

- 5 番～再調査による固定資産の評価は予算的な余裕がなく、出来なかつたと云う意味ですか、

市長～予算的な余裕と云うよりは余つた訳です。

- 5 番～只あまのたぶやなく、なぜ余つたかと同じくしているんです。

市長～実施予定の中に実施したかつたので、固定資産の評価の場合には是非補助員を云つて、是非補助員が一端になつて評価をやるのであります、実施出来なかつたので、それだけういた訳です。

- 5 番～62年度の現点における固定資産評価委員は、市議員でありますか、それ以外でありますか、

市長～委員は三人、市議員を任命してあります。

- 5 番～職員の中からも任命されているんですか、

市長～はい、補助員として、あれは議会で承認を得てのそれぢやないんです

べきものが、いわゆる積立られておりますので、それを買上げると云うような規定になつておりますが、結局これは時間にしての積立でございますので、積立時間掛けるその人の時給、これは給与条例によつて算定する支給であります。これによつて計上した額がこの額であります。

- 4 番～年休、有給、休暇の場合はそれは適当な時期において当然、当てられていないと云う事になつておりますが、職員のほとんどがそう云う処置がなされているかどうか、

総務課長～現在の方は皆な定休、例えば或る市長が市からは与えない様な定休とか、そう云う場合にも有給の願ひをしております。そう云うもので処理してあります。それから今慶賀、職員の数はいつも毎年そうであります、いつもたらない現状だと云う事で、中にはほとんど積立にまわしていると云うふうな方も大分あります。実際の実状は個々によつて積立、それから行使そう云う事で全部処理されております。

- 5 番～3項の固定資産評価員は、これは相当な不要額を出してありますがこの固定資産評価の職務を果さなかつたんですか、

市長～~~再調査による固定資産の評価は予算的~~  
財政課の方で土地の再調査をやる予定でありましたが、それが実施出来なかつたのであります。

- 5 番～再調査による固定資産の評価は予算的な余裕がなく、出来なかつたと云う意味ですか、

市長～予算的な余裕と云うよりは余つた訳です。

- 5 番～只あまつちやなく、なぜ余つたかと聞いているんです。

市長～実施予定の中に実施したかつたので、固定資産の評価の場合には是非補助員を云つて、是非補助委員が一人になつて評価をやるのでありますが、実施出来なかつたので、それだけういた訳です。

- 5 番～62年度の現点においての固定資産評価委員は、市職員でありますか、それ以外でありますか、

市長～委員は1人、市職員を任命してあります。

- 5 番～職員の中から任命されているんですか、

市長～はい、補助員として、あれは議会で承認を得てのそれぢやないんです

5 番～それぢやないんです。固定資産評価員についてです。市職員であると云う訳ですわ。

市 長～はい。

5 番～もつと詳しく聞きたい訳ですが、とにかくも2年度において、そう云う不要領を出して居るんですが、これは固定資産評価の仕事はやらなくても、それをその評価委員は外の仕事をさせた方が市後所全体の立場からは良いと云う立場で固定資産評価の立場をいわけずつたんですか、これは。

市 長～いや、けずつたんぢやありません。

5 番～けずられておりますよ。  
評価委員はおいでないから、金は余つているんでしょう。

市 長～はい。

5 番～だから委員はけずられておりますよ、これは。

市 長～評価委員はですわ、1人居つてその家計とか、新設の固定資産をずつと1人でやつております。それがその時一頁に土地の評価をやるうと云う計画はしましたが、それが実施出来なかつたために、これだけ余つていると云う訳です。

5 番～結局固定資産評価委員は市職員の中からも任命してあるので、その人が他の職員を兼ねさせてあるので。

市 長～結局は評価はずつとやつて居ります。一頁評価がですわ、その時予定したのがやらなかつたと云うだけで、その新築したり、或は増築したりする、その云う評価はずつとやつて居る訳です。

5 番～予算成立以後において見送してなかつた仕事がある訳ですわ、予算成立以後において。

市 長～一頁調査をやらなかつた訳で、その他の評価はやつて居ります。

5 番～予算に編まれて居るのは、それだけの仕事をやるために予算は組んであるはずですが、只私が聞いておりますのは、それだけの仕事をやるために予算を組んで居るのに根拠の不要領を出して居ります。その不要領は列ノズに提出したかを聞いて居るのです。

市 長～一頁の調査が実施出来なかつたからであります。

5 番～それぢやないんです。固定資産評価員についてです。市職員であると云う訳ですね。

市長～はい。

5 番～もつと詳しく聞きたい訳けですが、とにかく62年度において、そう云う不要額を出して居るんですが、これは固定資産評価の仕事はやらなくても、それをその評価委員は外の仕事をさせた方が市役所全体の立場からは良いと云う立場で固定資産評価の立場をいわゆるけずつたんですか、これは。

市長～いや、けずつたんぢやありません。

5 番～けずられておりますよ、  
評価委員はおいてないから、金は余っているんでしょう。

市長～はい。

5 番～だから費目はけずられておりますよ、これは。

市長～評価委員はですね、1人居つてその家屋とか、新設の固定資産をずつと1人でやつております。それがその時一畜に土地の評価をやるうと云う計画はしましたが、それが実施出来なかつたために、これだけ余っていると云う訳です。

5 番～結局固定資産評価委員は市職員の中から任命してあるので、その人が他の職員を兼ねさせてあるので。

市長～結局は評価はずつとやつて居ります。一畜評価がですね、その時予定したのがやらなかつたと云うだけで、その新築したり、或は増築したりする。そう云う評価はずつとやつている訳です。

5 番～予算成立以後において見透してなかつた仕事がふえた訳ですね、予算成立以後において。

市長～一畜調査をやらなかつた訳で、その他の評価はやつて居ります。

5 番～予算に組まれて居るのは、それだけの仕事をやるために予算は組んであるはずですが、只私が聞いておりますのは、それだけの仕事をやるために予算を組んであるのに相当の不要額を出してあります。その不要額幾程も何故出たかを聞いておるのです。

市長～一畜の再調査が実施出来なかつたからであります。

5 番～一言の再調査をやるための予算であるのか、一言の再評価をやるために組んだ予算が出来なかつたかと云う訳ですね、

市長～はい、

5 番～なぜ出来なかつたか、

市長～これについては議長にも色々やつて置く様に議会でも可決したんですけども、補助員であるところの議会の方がどうも、どつちかと云うと、どうしても補助員にはどうも、その前まではずっと議会の方々が補助員になつて、評価し、査定していただいていたんだが、この時には、どうしてもこれは私達の仕事じゃないと云うので、議員の方々が~~な~~されたので、それが出来なかつたと云うことを聞いて居ります。

5 番～徹底な減額をなすためには、どうしても課税客体を確実に~~加増~~する必要がある訳ですが、そうなるに勢いも固定資産評価委員の任命は相当の威張りを帯びて来るはずであり、予算を組まれているに出来なかつたかかわらず、その不要額を出したと云う事はどうしても割得出来ません。そこで、その62年度における固定資産評価委員をどうなすか、今期改選して置きたい、それに同意して委員を改選して置きたい、現年度における固定資産評価委員はやはり市議員ですか、市職員ですか、今62年度における様な事柄で固定資産評価が予算を執行出来なかつた様な状態に出来ないと云うふうな事情にありませんか、つまり予算執行が出来ない様な計画は果たえられていなくても、市長が云われる様な事柄で固定資産評価の仕事が出来ないと云う、結果になりませんか。現状は、一番かんじんな出発点ですから、念をおして聞きます。人は居りますか、居りませんか、固定資産評価委員は居りますか、

市長～はい、あります。

5 番～前年度2年度のそれと同じ方ですか、

市長～62年度まではですね、いわゆる固定資産の評価委員は~~補助員~~になつて、議長が委員としてずっとまわつて等後をつけて、評価したんですけど、その時に市としてはその評価委員は是非1人採用したいと云うので、その予算までは採用を予定された額であり、未だ採用されてなかつた訳です、あとであと1人の評価委員を採用して、そして議会に全体でこれを評価しようとするふうな計画はしてあつたんですけども議会の方々がこの評価の補助員に就けないと云うふうな事になつて評価が出来なかつた、こう議長からは聞いております。

5 番～一斎の再調査をやるための予算であるのか、一斎の再評価をやるために組んだ予算が出来なかつたかと云う訳ですね、

市長～はい、

5 番～なぜ出来なかつたか、

市長～これについては議長にも色々やつて軟く様に議会でも可決したんですけれども、補助員であるところの議会の方がどうも、どつちかと云うと、どうしても補助員にはどうも、その前まではずつと議会の方々が補助員になつて、評価し、査定していただいたんだが、この時には、どうしてもこれは私達の仕事じゃないと云うので、議員の方々がなされたので、それが出来なかつたと云うことを聞いて居ります。

5 番～徹底な賦課をなすためには、どうしても課税客体を確実にする必要がある訳ですが、そうすると勢い固定資産評価委員の任務は相当の重要性を帯びて来るはずであります。予算を組まれているにもかかわらず、その不要額を出したと云う事はどうも納得出来ません。そこで、その62年度における固定資産評価委員をどうなすか、今発表して載きたい、それに関連してお伺い致しますが、現年度における固定資産評価委員はやはり市職員ですか、市職員は今年62年度における様な事情で固定資産評価が予算を執行出来ない様な状態に出来ないか云うふうな実情にありませんか、現在、つまり予算執行が出来ない様な計画はたえられていないか、市長が云われる様な事情で固定資産評価の仕事が出来ないと云う結果になりませんか、現状は、一番かんじんな出発点ですか、念をおして聞きます。人は居りますか、居りませんか、固定資産評価委員は居りますか、

市長～はい、おります。

5 番～結局は2年度のそれと同じ方ですか、

市長～62年度まではですね、いわゆる固定資産の評価は議会議員が補助員になつて、議長が委員長としてずつとまわつて等級を付けて、評価したいと云うので、その時に市としてはこの評価委員は非一人採用未だ採用されてなかつた訳です。あとであと1人の評価委員を採用して、そして議会に全体でこれを評価しようとするに計画してあつたんですけれども議会の方々がこの評価の補助員に取れないと云うふうな事になつて評価が出来なかつた。こう議長からは聞いております。

5 番～今の説明では補助員が議会の構成員から得ようと思つていたが、議会の同意を得る事が出来なくて補助員が得られなかつた。したがつてそのために固定資産評価の仕事が思う程に出来なかつたと云う説明ですね、しからば、お聞きしますが、補助員がいなければ固定資産評価は出来ませんか、

市長～職員がたくさんおれば、一斉の調査は可能だと思ひますが、1人の評価委員では無理だと思ひます。

5 番～62年度における説明であります、当時、いわゆる当届のおつしやる程に議会の構成員から補助員が得られなかつた事実がありますか、その後はどう云うようにやつておられますか、

市長～未だ実質評価はやつておりません。

5 番～現在固定資産評価委員は1人おる訳ですね、補助員はいない訳ですね、そうすると、先の市長の説明によりますと、1人では人員が足りないから補助員が必要だと云うような見解でありますね、そうすると、このためにいわゆる補助員を得た補助員を得るための努力をなされたか、補助員が得なかつたから固定資産評価が出来なかつたと云う様な理由があるとなれば、

市長～評価はずつと続けてやつていますでしょう、一斉評価ですと、それを未だやつてないと云う訳です。

5 番～これは一斉の評価をやるための予算になつて居りますか、

市長～はい。

5 番～そうするとやはりやる必要があつて予算を組まれたはずですが、その後全然やる必要のある所の一斉評価を未だなされてないんですか、

市長～はい、その方はですね、政府から行政区名でやり安い程に指添があつて、それによつてやる訳ですが、こちらの方は未だです。

5 番～大体その当時のやりくりが、わかりました、そこで要領を加えておきます、固定資産評価は、あくまでも議会の議決の調査でありますから、今後は補助員が之れなかつたとか、そう云う様な理由にもならない理由で予算執行が出来なかつたとか云うふうには言ひ下さない、得ようと思へばいくらでも得られるはずですが、これは当届の然案、如何にかかわる問題でありまして、補助員を出してくれと云うて、いや出したくないからと云う訳で、そこで得ようとしたが

5 番～今の説明では補助員が議会の構成員から得ようと思つていたが、議会の同意を得る事が出来なくて補助員が得られなかつた。したがつてそのために固定資産評価の仕事が思う様に出来なかつたと云う説明です。ね、しからば、お聞きしますが、補助員がいなければ固定資産評価は出来ませんか。

市長～職員がたくさんおれば、一斎の調査は可能だと思ひますが、1人の評価委員では無理だと思ひます。

5 番～62年度における説明であります。当時、いわゆる当局のおつしやる様に議会の構成員から補助員が得られなかつた事実がありますか、その後はどう云うふうによつておられますか。

市長～未だ実質評価はやつておりません。

5 番～現在固定資産評価委員は1人おる訳です。ね、補助員はいない訳です。ね、そうすると、先の市長の説明によりますと、1人では人員がたりないから補助員が必要だ云うふうな見解であります。ね、そうすると、このためにいわゆる補助員獲得した補助員を得るための努力をなされたか、補助員が居なかつたから固定資産評価が出来なかつたと云う様な理由があるとしたら、

市長～評価はずつと続けてやつています。一斎評価ですよ、それを未だやつてないと云う訳です。

5 番～これは一斎の再評価をやるための予算になつて居りますか。

市長～はい。

5 番～そうするとやはりやる必要があつて予算を組まれたはずですが、その後全然やる必要で無る所の一斎再評価を未だなされてないんですか。

市長～はい、その方はですね、政府から行政区名でやり安い様に指示があつて、それによつてやる訳ですが、こちらの方は未だです。

5 番～大体愛の当時のやりくいが、わかりました。そこで要望を加えておきます。固定資産評価は、あくまでも税の基礎の調査でありますから、今後は補助員がやられなかつたとか、そう云う様な理由にもならない理由で予算執行が出来なかつたと云うふうには報告しないで下さい。得ようと思えばいくらでも得られるはずですよ。これは当局の熱意、如何にかかわる問題でありまして、補助員を出してくれと云うて、いや出したくないからと云う訳で、そこで得ようとしたが

得られはかつたと云うような理由は私としては何ん等予算の執行不能の理由としてはどうしてももうなづけません、今度はこう云う方面に1リ留置されて、結果が非常に良い様な結果になる様に努力される事を要望いたします。

議 長～習休照致します。(午前11時11分)

議 長～再開致します。(午前11時19分)

議 長～次は3款について質疑を願います。

議 長～習休照致します。(午前11時28分)

議 長～再開致します。(午前11時27分)

議 長～18番の出席を報告する。

4 番～1項の3箇節手当がありますが、大幅な減用がなされておりますがその主なものが特殊勤務手当だと思っておりますが、その勤務手当と云うのは出動費と云うふうに考へております、その中で市内の出動費と、或は他市町村は良く山火事によつて出動して居る様な事がありますが、その割合がいくら出るかです、その場合、たしか消防整備ですか、その場合に他市町村から、その代償として、いくらか受けると云う様な事があつたかと思ひますが、それと関連してお伺いします。

消防課長～これは現在においては、6と4億の次体金體であります、出動に対する金出動に対して、市内が6、それから市外が4と云うような現状であります、それであるの4については当然、この消防防回条例を檢討して載いた場合においても、結合援助協定を何して計費負担を前提とした、結合援助協定をむすぶべきだと云うような御意見もございましたがこれは今九州地区の各市議会でも取り上げられて居るし、自然的に当然行われなければいけない問題だと思つております、それからこの経費の理合せであります、今浦添1ヶ所からは、その年間分ものは届いて居ります、他の市町村は今の額までですが浦添だけはいたゞいで居ります。

議 長～習休照致します。(午前11時30分)

議 長～再開致します。(午前11時34分)

議 長～4款土木費に入ります。

5 番～4款1項1目道路維持修繕費の2、556ドル41セント積立てされて居りますが、その附記の所に、ブル及び、トレーラー費用、4、736ドル34セントとあります、その内訳の説明をお願いします。

得られなかつたと云うふうな理由は私としては何ん等予算の執行不能の理由としてはどうしてもうなずけません。今後はこう云う方面に1ツ留慮されて、結果が非常に良い様な結果になる様に努力される事を要望いたします。

議長～暫休憩致します。(午前11時11分)

議長～再開致します。(午前11時19分)

議長～次は3款について質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前11時20分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～18番の出席を報告する。

4番～1項の3冒諸手当がありますが、大幅な流用がなされておりますがその主なものが特殊勤務手当だと思っておりますが、その勤務手当と云うのは出勤費と云うふうに考えております。その中で市内の出勤費と、或は他市町村は良く山火車によつて出勤している様な事がありますが、その割合がいくら出るかです、その場合、たしか消防条備ですか、その場合に他市町村から、その代価として、いくらか受けると云う様な事があつたかと思ひますが、それと関連してお伺ひします。

総務課長～これは現在においては、6と4倍の大体金額であります。出勤に対する全出勤に対して、市内が6、それから市外が4と云うふうな現状であります。それであとの4については当然、この前消防団条例を検討して載いた場合においても、結合援助協定を何して計費負担を前提とした。結合援助協定をむすぶべきだと云うふうな御意見もございましたがこれは今九州地区の各市議会でも取り上げられてゐるし、自然的に当然行われなければいけない問題だと思つております。それからこの経費の埋合せであります。今浦添1ヶ所からは、その年間分ものは届いております。他の市町村は今の所までですが浦添だけはいただいて居ります。

議長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時34分)

議長～4款土木費に入ります。

5番～4款1項1目道路維持修繕費の2,556ドル41セント出されておりますが、その附記の所に、ブル及び、トレーラー借用、4,736ドル34セントとあります。この内訳の説明をお願いします。

内訳と云いますと、どこのブルドーザーどこのトレーラーそして何時間、2時間いくらと云つた様な項目の説明をお願いします。課長はいなくとも、発折の仕事であり出すから、その記録資料があるはずであります。

収入役～ありますけれども、その目付の、その寛弘館の証照を見なければ時間数なんかわかりませんから、後で書き移してお知らせします

5 番～明日までに提出をお願いします、明日までに出来ますか、

収入役～明日は日曜日だから、

5 番～そうですか、ちや今日出来ますか、

収入役～今日出来なければ、明後日になるが、

5 番～ちや今日お願いします、

4 番～同じ項の2目、道路新設改良費の中の2、556ドル41セントであります。計画しておつた工事が出来なかつたんですか、この2、556ドル41セントういておるのは、

課長～暫休憩致します。(午前11時41分)

課長～再開致します。(午前11時46分)

課長～5款に入ります、

4 番～4項の移民対策費であります。この4項の1項の移民対策の1の項目であります。この項目からすると、全然行進されてないと云うふうな感じがしますが、何故こうなつたかですね、不景になつたかですね、それから5項の労働対策費であります。1項の課税はこの課税費が年に何額もたれたか、どう云つた様な形でこの課税もたれたか、これについてお伺い致します、

秘書課長～お答えします。この第1点の移民対策費であります。この方の課税は市が主催する、課税はもつておりません。当初はその予定でありましたが、政府の移民策と、それから海外協会ですか、その両方が協働しまして政府と協会が主催して、この地で開催しましたので、市町村としての自主的課税の必要はなかつたと云う様な事で市の予算としての課税はもつておりません。それから、2点の労働対策費であります。その課税の方は、62年度においては失業保険法に基づき雇用の適用、雇用の法の適用は1ヶ年適用がおくれましたので、その適用の取扱い、講習会、それと

内訳と云いますと、どこのブルトーザーどこのトレーラーそして何時間、1時間いくらと云つた様な細目の説明をお願いします。課長はいなくとも、役所の仕事でありますから、その記録資料があるはずであります。

収入役～ありますけれども、その目付の、その支払毎の証認を見なければ時間数なんかわかりませんから、後で書き移してお知らせします

5 番～明日までに提出をお願いします。明日までに出来ますか、

収入役～明日は日曜日だから、

5 番～そうですか、ちや今日出来ますか、

収入役～今日出来なければ、明後目になるが、

5 番～ちや今日お願いします、

4 番～同じ項の2目、道路新設改良費の中の2、556ドル41セントであります、計画しておつた工事が出来なかつたんですか、この2、556ドル41セントういておるのは、

議長～暫休憩致します。(午前11時41分)

議長～再開致します。(午前11時46分)

議長～5款に入ります、

4 番～4項の移民対策費であります、この費目の1目の移民対策の1の項目であります、この費目からすると、全然行使されてないと云うふうな感じがしますが、何故こうなつたかです、不要になつたかです、それから5項の労働対策費であります、1目の講座費この講座費が年に何回もたれたか、どう云つた様な形でこの講座がもたれたか、これについてお伺い致します、

総務課長～お答えします、この第1点の移民対策費であります、この方の講座は市が主催する、講座はもつておりません、当初はその予定でありましたが、政府の移民課と、それから海外協会ですか、その両方が協働しまして政府と協会が主催して、この地で開催しましたので、市町村としての自主的講座の必要はなかつたと云う様な事で市の予算としての講座はもつておりません、それから、2点の労働対策費であります、その講座費の方は、62年度においては失業保健法に基づき日雇の適用、日雇の法の適用は1ヶ年適用がおくれましたので、その適用の取扱い、講習会、それと

今度は各事業費の労使双方の法令説明会それぞれもたれております

1.5番～生活保護費の方であります。額は大じな額ではありません。不要額が出ておりますが、これについて御説明願います。

総務部長～理由でございますか、この方は1月の補助費の所で出ておりますが、この補助費の方は2月の予算からなっております。その1月はいわゆる消耗品ですね、消耗品の割合に現在の救済者を対象にして、**金**と正月に市から**梨**開品を差し上げていると、それが1件、もう1件は今度は生活補助費を受ける場合にいわゆる救済を受ける場合には、これは生活保護と云うのは、それは1市町村の問題じゃなくて、全国を球全体としての、政府の施策になるべきものであります。その場合に生活保護を受けると云う場合でも、申請してから決定して本人に生活保護が返ってくるというのは大体1ヶ月、長いものになると、2ヶ月かかる場合があります。それでその期間中は臨時に市の方であの政府が示す基準にもとづく額を市町村が援助しておくんだと、それで相当額の方、この年度において、そう云う対象がなくて一応は余つたと云うふうなかつころであります。

1.8番～養育費支出の2月の所に不要額が出てありますが、これは、いわゆる無国籍**抄**か。

総務部長～2月の無国籍**抄**の例については、第1点に考えられるのが、これは無国籍**抄**と申しますと、例えば、部落単位をして、そして全部落が一箇に**抄**をするというふうな事ではあります。現在において、本職場、例えば官公庁、それから部隊、そう云うふうな所で**抄**やつて居る人、それからもつて居る家についてそう云う機会がないのと大体2つの例に構成されますが、外部でやつた人は、この無国籍**抄**の割合にはやらなくてもいいと云うふうな事で結局これに当たる人員が**延**びたる部落に残っている人、そう云う事になりますので、その意味での人員の問題と、それからもう1点は政府の施策で割合の方がですね。これは今、各個人からは市が徴収しないで、それだけの分は市が一括して、政府に納入するとうふうな事でございしますが、レントゲンさつ影などの医療料が安くつたと云うふうな事が考えられます。

1.6番～2月の補助費の附録の中に共進会の福祉文化健康区への資金50万とございしますが、共進会の費用はたゞべーの共進会費の中に共進会奨励費と書いてあります。50万の不要額を留めながら、何故共進会の補助費を養育費で留めたか、その点をお伺いします。

総務部長～これは予算の計上ではあります。児童経済費も、それ以外のい

今度は各事業場の労使双方の法令説明会それがもたれております

15番～生活保護費の方であります、額は大した額ではありません、不要額が出ておりますが、これについて御説明願います。

総務課長～理由でございますか、この方は1目の補助費の所で出ておりますが、この補助費の方は2つの予算からなっております。その1つはいわゆる消耗品ですね、消耗品の場合に現在の救済者を対象にして、と正月に市から問品を差し上げていると、それが1件、もう1件は今度は生活補助内を受ける場合にいわゆる救済を受ける場合には、これは生活保護と云うのは、それは1市町村の問題じやなくて結局琉球全体としての、政府の施策になるべきものであります、その場合に生活保護を受けると云う場合でも、申請してから決定して本人に生活保護が返ってくる、と云うのは大体1ヶ月、長いになると、2ヶ月かかる場合があります。それでその期間は応急的に市の方であの政府が示す基準にもとづく額程度を市町村が援助しておくんだと、それで相当額の方、この年度において、そう云う対象がなくして一応は余つたと云うふうなかつこうであります。

10番～保健衛生費の2目の所に不要額が出ておりますが、これは、いわゆる集国検か。

総務課長～2目の集国検の何については、第1点に考えられるのが、これは集国検と申しますと、例えば、部落単位をして、そして全部落民が一回に検をすると云うふうな事ですが、現在において、各職場、例えば官公庁、それから部隊、そう云うふうな所で直接やつて居る人、それからもつぱら家ていにおつてそう云う機会がないのと大体2つの何に構成されますが、外部でやつた人は、この集国検の場合にはやらないでもいいと云うふうな事で結局これに應ずる人員が然るる部落に残っている人、そう云う事になりますので、その意味での人員の問題と、それからもう1点は政府の施策で料金の方がですね、これは今、各固人からは市が徴収しないで、それだけの分は市が一括して、政府に納入すると云うふうな事でございしますが、レントゲンさつ影などの手数料が安くなつたと云うふうな2点が考えられます。

16番～2目の奨励費の附記の中に共進会の福祉文化優良区への賞金50ドルとございしますが、共進会の費用は25ページの共進会費の中に共進会奨励費と書いてあります。10ドルの不要額を出しながら、何故共進会の奨励費を保健衛生費で出したか、その点をお伺いします。

総務課長～これは予算の計上でありまして、産義経済費も、それ以外のい

いわゆる納税部門とか、それから今度は福祉部門が、おのおの款において、その費用は計上するようになっております。

14番～自ずから共進会の経事は、あくまでも特室の中にもあります通り各々の分野に別れて算定されております。しかし共進会と云うのは市としても大きな、1ツの事業でございますので、共進会の奨励費として、ちやんと費目がもうけられた以上、共進会のその費目から出すべきのが妥当じやないかと感じます。その点についてお伺い致します。

総務課長～この方はそう云う事も1点として考えられると思いますが、しかし、本市の場合の共進会は総合共進会でございまして、いわゆる産業経費に計上する共進会、いわゆる産業~~×~~経済のみの共進会ではございません。それでいわゆる予算の組み方を対外的な何も考えられるし、そう思いますが、西尾保健衛生部門に関しては自ずから、その保健衛生費の部門に計上して、そして、いわゆるこう云うような奨励になつているんだと云う事を対外的には見逃してもらおうと云う点と、それから、これは総合共進会の中に保健衛生の部門の奨励費用も含めて総合の共進会をもつておるんだと云うふうな意味から、いわゆるその奨励の趣旨の意味から、やはりその各々の主管の款に組んだ方が、かえつて良いんじゃないかと云うふうな意味から、各部門に分けてあります。

議 長～冒休致致します。(答時09分)

議 長～再開致します。(答時11分)

議 長～次は7款から8款までお願いします。

議 長～冒休致致します。(午後零時12分)

議 長～再開致します。(午後零時15分)

5 番～28ページの1番上の徴収費の諸手当。その中の198ドル95セント特別給付手当、それから第1項1頁の方の借入金土地委員会への支払い手数料となつて居るのは、これはどう云うふうな手数料~~か~~、どう云う内容の手数料ですか。

総務課長～8款の1項1頁ですね。

5 番～はい、28ページの真中へんです。

市 長～市の財産に借用土地になつて居る所があります。一般の借入と同じ様にこれを地料を受取る場合に支払う手数料です。

わゆる納税部門とか、それから今度は衛生部門が、おのこの款において、その費用は計上するようになっております。

16番～自ずから共進会の行事は、あくまでも特査の中にもあります通り各々の分部に別れて審査されております。しかし共進会と云うのは市としても大きな、1つの事業でございますので、共進会の奨励費として、ちゃんと費目がもうけられた以上、共進会のその費目から出すべきのが妥当じゃないかと思っております。その点についてお伺い致します。

総務課長～この方はそう云う事も1点として考えられると思っておりますが、しかし、本市の場合の共進会は総合共進会でございまして、いわゆる産業経済費に計上する共進会、いわゆる産業奨励経済のみの共進会ではございません。それでいわゆる予算の組み方を対外的な何も考えられるし、そう思いますが、結局保健衛生部門に関しては自ずから、その保健衛生費の部門に計上して、そして、いわゆる云うふうな奨励になつていんだと云う事を対外的には見透してもらおうと云う点と、それから、これは総合共進会の中に保健衛生の部面の奨励費用も含めて総合の共進会をもつておるんだと云うふうな意味から、いわゆるその奨励の趣旨の意味から、やはりその各々の主管の款に組んだ方が、かえつて良いんじゃないかと云うふうな意味から、各部門に分けてあります。

議長～暫休憩致します。(零時09分)

議長～再開致します。(零時11分)

議長～次は7款から8款までお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後零時12分)

議長～再開致します。(午後零時15分)

5番～28ページの1番上の徴税費の諸手当、そこの198ドル95セント特殊勤務手当、それさら第1項1目の方の需要費土地委員会への支払い手数料となつて居るのは、これはどう云うふうな手数料はどう云う内容の手数料ですか、

総務課長～8款の1項1目ですね、

5番～はい、26ページの真中へんです。

市長～市の財産に軍用土地になつて居る所があります。一般の住民と同じ様にこれを地料を受取る場合に支払う手数料です。

議長～冒休懸致します。(午後零時19分)  
議長～再開致します。(午後零時20分)

16番～23ページの損害予防費でございますが、いわゆる補助費、その方が  
額を出してありますが、それから12頁の両工業奨励費、その方が  
も出て居りますが、両工自体の事が少ないが、その方が  
両工業者としては、当初予算にこの算入が、その方が  
算入877ドルと云う数字が算入されたいが、その方が  
の事から25ページの20頁の中、各課において少な  
りも備品は不足していると思ひます。20、30ドルも  
の備品を購入する事において、その自体の職員が  
と居りますが、その20、30ドルの不要額を出した  
点について御説明願ひます。

経費課長～4頁の18ドル39セントの不要額が出て居りますが、この  
内訳は、アフリカマイマイの備品購入に充てられて居りますが、この  
の事は、アフリカマイマイの備品購入に充てられて居りますが、この  
に持つて行つて居るために車を賃借する事が必要となつた事と、  
その場合のこのマイマイを搬入するための人夫賃を計上して居る事と、  
そでありますが、これが充てられた事と、捨てなければならない事と、  
は又これを処分するに利用する事と云う事は、捨てなければならない事と、  
うけて各課にその備品を配分する事と、不要となつた事と、それと  
から各課の備品を配分する事と、不要となつた事と、それと  
云う事になつて居ります。400ドルの事業費の算入を出して申  
請をいたしました所が、補助費そのものは計上されるものですが、や  
つぱり他の形式を取つた訳です。実際はその世つただけの備品を  
除いて、これだけ不要となつた訳です。いわゆる政府の定額に  
なつた訳です。それからの補助費の方は、これは大体年間どの位使  
うかと云うのは、前年の実績を大体おして予算を計上した訳であ  
りまして、実際には何人がいくら、どう云うふうに使うと云う事  
は、詳細に計上することは困難でありまして、いわゆる推定が少  
し多かつたと云うことにはなる訳です。そのために、これだけの不  
要額を出したと云うこととあります。12頁の両工業奨励費、この  
の方は事業費は補助申請の通り全部充てられて居りますが、いわゆ  
る事業費によつてそのだけの事業費が少なくなつたために、これ  
だけ減額なつて居ります。いわゆる事業費はやられて居りますが、  
補助率が同じ様に補助率を適用しまして事業費が少なくなつたた  
めにこれだけ減になつて居ります。それから備品の方は、これは  
市有のミスト機、2台購入しまして、月額は190ドルのこれは  
見限りになつて居りますが、それだけ減額購入されて居ないと云  
う訳でございます。

16番～備品費の問題はですね、当初予算において附則においてはそう云

議長～習休憩致します。(午後零時19分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

16番～23ページの病害予防費でございますが、いわゆる相当な不要額を出してありますが、それから12月の商工業奨励費、その方も出て居りますが、商工会自体の事業が少ないためであつたのか、商工業者としては、当初予算前にこの事業計画が出されて当初予算に877ドルと云う数字が計上されたと思うが、その業者自体の事業変更にもなつての不要額であるのかお伺いします。それから25ページの20節の中の備品、各課において少なくとも備品は不足していると思います。20、30ドルでもそれだけの備品を購入する事において、その課自体の職員がフルに働けると思いますが、その20、30ドルの不要額を出した点、以上3点について御説明願います。

経済課長～4目で318ドル39セントの不要額が出ておりますが、この内訳は9節の賞金の48ドルが全額不要になつておりますが、この方は、アフリカマイマイの協同防除を実施しましたら、これを海に持つて行つてするのために車を借賃を予定した訳であります。その場合このマイマイを積むための人夫賃を計上してあつた訳であります。これが実施した場合その量が少なくなつた事を、或は又これを料分に利用すると云う訳で、捨てる必要がないと云う訳で各部落にその旨連絡し、不要となつた訳であります。それから消耗品費の備品、農業代の方は政府の管轄から50%補助と云う事になつておりました。400ドルの事業計画書を出して申請をしました所が、補助費そのものは割られるものですが、やつぱり他の形式を取つた訳です。実際はその使つただけの経費を除いて、これだけ不要になつた訳で、いわゆる政府の査定減になつた訳です。それから補助金の方は、これは大体年間どの位使うかと云うのは、前年の実績を大体おして予算を計上した訳であります。実際には何人がいくら、どう云うふうに使つたと云う事は、詳細に計上することは困難でありまして、いわゆる推定が少し多かつたと云うことになる訳です。そのために、これだけの不要額を出したと云うことでもあります。12目の商工業奨励費、この方は事業は補助申請の通り全部実施されておりますが、いわゆる事業実績によつてそれだけの事業量が少なくなつたために、これだけ減額なつて居ります。いわゆる事業はやられておりますが、補助率が同じ様に補助率を適用しまして事業量が少なくなつたためにこれだけ減になつて居ります。それから備品費の方は、これは市有のミスト機、2台購入しまして、見積額は190ドルのこれは見積りになつて居りますが、それだけ実際購入されていないと云う訳でございます。

16番～備品費の問題はですね、当初予算において附記においてはそう云

うことが言われているんですね。購入した場合実際価格との相違が出て来た訳ですね。然し世界においては、各課において商品は不足していると思うんです。なぜ購入しなかつたかと云う訳です

経済課長～これは予定した品物は買った訳ではありますが、これだけ余つたと云う訳でありまして、他の商品を買えば出さないことにはない訳ですが、今度はそう云うことになつていく訳であります。

課長～冒休解散します。(午後零時24分)

課長～再開致します。(午後零時25分)

4番～23ページの1項の14頁<sup>茶葉</sup>地解酒費であります。293ドルも30セントの不要額が出ております。当時予定しておつた<sup>花葉</sup>地解酒が出来なかつた理由、或は又現在尚どの程度<sup>花葉</sup>地が市内にあるかですね、それは、この要請費があつても不可能であるかどうか、その点について御説明願います。

経済課長～不要額が出たのは、前周28町歩を予定したのがそれだけ補助金申請がなかつた訳です。予定の量を回復の補助申請がなかつたために不要額が出ている訳です。現在<sup>花葉</sup>地の面積は一才した海洋の分です。もう今はラ号線一帯はほとんど<sup>花葉</sup>地はなくなつて居ります。却つて山林、原野方面に残つて居る程度でその面積は約15町歩位であります。これに、補助金がありましては恐らく開墾しないんじゃないかと思われまして、地主をしましてはそこは農耕地として使用する見込みがないと見て居ります。そう云う訳で64年度からは、この補助金も閉止しようと考えて居ります。

課長～冒休解散します。(午後零時27分)

課長～再開致します。(午後零時28分)

課長～10款から、12款までを質疑願います。

5番～28ページの1番上の欄、贈手当の特給贈答手当と云うのは、さう云うふうな内容の贈答でありますか。

財政課長～先般から質問があつた様ですが、これは贈答手当の方の取扱と云う部分の相んであります。出張費取の都合ですね、これは特給贈答として取り扱われて30セントずつ支給されて居ります。贈答外贈答手当と云いますのは、これはほとんど今春を施行するにまつた積立金、残業をしたと云う根拠等に扱われて居ります。

5番～特給贈答手当と云うのは、今の説明では教員そのものの仕事に掛

うことが書かれているんですね、購入した場合実際価値との相違が出て来た訳ですね、然し決算においては、各課において備品は不足していると思うんです。なぜ購入しなかつたかと云う訳です

経済課長～これは予定した品物は買った訳であります、これだけ余つたと云う訳でありまして、他の備品を買えば出きないことはない訳ですが、今度はそう云うことになつている訳であります。

議 長～暫休憩致します。(午後零時24分)

議 長～再開致します。(午後零時25分)

4 番～23ページの1項の14目、無地解消費であります、293ドル13セントの不要額が出ております。当時予定しておつた無地の解消が出来なかつた理由、或は又均在尚どの程度の無地が市内にあるかですね、それは、この奨励費があつても不可能であるかどうか、その点について御説明願います。

経済課長～不要額が出ましたのは、結局20町歩を予定したのがそれだけ補助金申請がなかつた訳です。予定の様な面積の補助申請がなかつたために不要額が出ています。現在の無地の面積は一寸した海岸の分です。もう今は5号線一帯はほとんど地はなくなつて居ります。却つて山林、原野方面に残つている程度でその面積は約15町歩位であります。これは、補助金がありましても恐らく解消しないんじゃないかと思われ、地主としましてはそこは農耕地として使用する見込みがないと見て居ります。そう云う訳で64年度からは、この補助金も廃止しようと考えております。

議 長～暫休憩致します。(午後零時27分)

議 長～再開致します。(午後零時28分)

議 長～10款から、12款までを質疑願います。

5 番～28ページの1番上の欄、諸手当の特殊勤務手当と云うのは、どう云うふうな内容の勤務でありますか。

財政課長～先程から質問があつた様ですが、これは職員手当の方の徴税と云う場合の何んであります。出張徴収の場合ですね、これは特殊勤務として取り扱われて30セントずつ支払つております。時間外勤務手当と云いますのは、これはほとんど令書を発行すると云つた様な場合、残業をしたと云う様な時に使われております。

5 番～特殊勤務手当と云うのは、今の説明では徴税そのものの仕事に携

あるも特殊勤務ですか、

財政部長～出張勤務にかざられております、

5 番～そう云う事は、いわゆる支払義務者の所へ行つて徴収する場合の  
ですか、

財政部長～はい、

5 番～どう云うのは特殊勤務に該当しますか、これは普通の徴収業務だ  
が、該当しなすかね、

財政部長～この場合にです、これにおいこんでもらうと思ひまして、提  
出した場合に非常に論議をかかわされた訳けてあります、それで普  
通徴収に行く場合には他の仕事と何の異りもないんじゃないかと  
云う様な見方もありましたけれど、しかし徴収と云う事になりま  
すと非常に不かいを感じるとか、或は不実を申し上げますと非常  
に何んでありますが、**お**得を持つておわれたと云う場合もあつた  
訳けてす、そう云つた所から非常に不かいを感じると云う様な  
のが、特殊勤務の支給の態質でありませんが、そう云つたものにも  
ありますので、それにおい込んで貰いたい訳です、

5 番～徴収業務のいわゆる出張の場合、職員を該当させると云う事を本  
話であります、その場合には強制執行を含んでいるんですか、

財政部長～そうです、

5 番～強制執行は別に段階をもうけて、特殊勤務手当がある訳けてはな  
いんですね、

財政部長～そうです、

5 番～それを含める訳です、

財政部長～はい、

5 番～それじゃ、その特殊勤務と云う場合にはそう云うふうな強制執行  
の職階に対しての手当と云うふうになつてゐるんですか、

財政部長～そう云うふうにはかざられていない、

5 番～かざられてない訳です、例へば、それじゃ真志喜の私部事務  
して居る場合、督促状がきてても、尚支払わない場合、直接徴収係  
が私の方に来ますね、督促に来て、そして支払つた、その場合は

わるも特殊勤務ですか、

財政課長～出張徴税にかぎられております。

5 番～そう云う事は、いわゆる支払義務者の所へ行つて徴税する場合の  
ですか。

財政課長～はい。

5 番～こう云うのは特殊勤務に該当しますか、これは普通の徴収業務だ  
が、該当しますかね、

財政課長～この場合にですね、これにおいこんでもらうと思ひまして、提  
出した場合に非常に論議をかわされた訳けてあります。それで普  
通徴収に行く場合には他の仕事と何の契りもないんじゃないかと  
云う様な見方もありましたけれど、しかし徴税と云う事になります  
と非常に不かいを感じるとか、或は衝突を申し上げますと非常  
に何んでありますが、~~器~~器を持つておわれたと云う場合もあつた  
訳けてです。そう云つた所から非常に不ゆかいを感じると云う様な  
のが、特殊勤務の支給の趣旨であります、そう云つたものにも  
ありますので、それにおい込んで戴きたい訳です。

5 番～徴税業務のいわゆる出張の場合、職員を該当させると云う様なお  
話であります、その場合には強制執行を含んでいるんですか、

財政課長～そうです。

5 番～強制執行は別に段階をもうけて、特殊勤務手当がある訳けてはな  
いんですね、

財政課長～そうです。

5 番～それを含める訳ですね、

財政課長～はい。

5 番～それじゃ、その特殊勤務と云う場合にはそう云うふうな強制執行  
の職務に対しての手当と云うふうになつていんですか、

財政課長～そう云うふうにはかぎられていない。

5 番～かぎられてない訳ですね、例へば、それじゃ真志喜の私滞納  
して居る場合、督促状がきても、尚支払わない場合、直接徴税係  
が私の方に来ますね、督促に来て、そして支払つた、その場合は

その人が来てから払つたと云う事になる訳ですね、そこでその人に対しても特殊勤務手当が付きますか、

財政課長～それは納税義務者のいろいろの何によつても違いますけれども普通納税と云う場合には非常にこの他の雑事の何が違つると、不~~休~~を給すると云うのが、

5 番～不~~休~~を給すると云うその気持は分るんですがね、私の今の質問はいわゆる強制執行じやなくて、私が現にかりに滞納している場合それに対して市役所の徴税の係の方が私の所に来てですね、貴方はこれだけ滞納しているから払つて呉れと云うので、しかたがな~~い~~いから私は払いますね、つまりこの事実はですね、直接にげんこに~~来~~来て待つて居らないものであるから、私は払つた、それはその人が云つたから払つたことになる訳ですね、いわゆる出張して、徴税業務に携わつたと云うことになりませうね、それともその特殊勤務に該当しますかを私は聞いています、

財政課長～そうです、

5 番～そうすると、市内の砲台な1線をひけない、もやもやしている訳ですな、これは、それじや徴税業務を役所外で行つた場合は、すべてこれに該当しますか、

財政課長～そうです、

5 番～はい、分かりました、

財政課長～政府の場合もですね、徴税の官吏等は特殊な取扱いをされております、それでこう云つたものに繰り込んで来た訳であります

議 長～冒休取扱します。(午後2時32分)

議 長～再開致します。(午後2時33分)

10 番～今先の5番議員の質問に関連致しまして、特殊勤務手当の該当した大体の員数はいくらでありますか、

財政課長～その内訳は今もつて届りませんが、この場合毎年納税運動を云うように巡回をもうけてやつております、それで他課の職員も1リ協力して下さいと云う様な事でその巡回中に何月何日はどこそこらと云うふうに手配して出張徴税に行つてもらつておりますがそう云つた際にも支給しております、

10 番～今の御説明からしますと、大体毎年各課毎の事務所でやつておまして、徴収しておる訳ですが、いわゆるこの場合も特殊勤務に

その人が来てから払つたと云う事実になる訳ですね、そこでその人に対して特殊勤務手当が付きますか、

財政課長～それは納税義務者のいろいろの何によつても違いますけれども普通徴税と云う場合には非常にこの他の舊事との何が違つて、不感ずると云うのが、

5 番～不感ずると云うその気持は分るんですがね、私の今の質問はいわゆる強制執行じゃなくて、私が現にかりに滞納している場合それに対して市役所の徴税の係の方が私の所に来てですね、貴方はこれだけ滞納しているから払つて呉れと云うので、しかたがないから私は払いますね、つまりこの事実ですね、直接にげん関に来て待つて帰らないものであるから、私は払つた、それはその人が云つたから払つたことになる訳ですね、いわゆる出張して、徴税業務に携わつたと云うことはなりますね、それともその特殊勤務に該当しますかを私は聞いています。

財政課長～そうです。

5 番～そうすると、市内の確実な1線をひけない、もやもやしている訳ですな、これは、それじゃ徴税業務を役所外で行つた場合は、すべてこれに該当しますか。

財政課長～そうです。

5 番～はい、分かりました。

財政課長～政府の場合もですね、徴税の官吏等は特殊な取扱いをされております。それでこう云つたものに織り込んで載いた訳であります

議長～暫休憩致します。(午後零時32分)

議長～再開致します。(午後零時33分)

10 番～今先の5番議員の質問に関連致しまして、特殊勤務手当の該当した大体の員数はいくらでありますか。

財政課長～その内訳は今もつて居りませんが、この場合毎年納税運動と云うふうに週間をもうけてやつております。それで他課の職員も1ツ協力して下さいと云う様な事でその週間中に何月何日はどこそこらと云うふうに手配して出張徴税に行つてもらつておりますがそう云つた時にも支給しております。

10 番～今の御説明からしますと、大体毎年各部落の事務所でやつておられます、徴税して居る訳ですが、いわゆるこの場合も特殊勤務に

経過する訳ですね。

財政課長～そう云うことになつております。

12番～3目の中ですね、溶納処分費となつておりますが、これに対して1セントも使われてないと云うことは、これはどう云う訳でございますか。

財政課長～これは強制執行をやる場合にですね、溶納処分をやる場合に使う費をもんで、事実そう云つた処分の手続はまだやゝなかつたと云う訳でございます。

議 長～暫休願致します。(午後12時37分)

議 長～再開致します。(午後零時47分)

助 役～先に御質問がありました宮城さんの土木費の1項2目の道路、新設改良費の方から1目の方に2,555,6ドル41セントを流用したことについて、お答えいたします。この方は62年度の道路新設改良費の方が、~~国~~政府補助でなされておるが、大山の道路、それから赤道の道路、舞歌の農道、佐賀下大瀬名の排水と云うふうになつていますが、その内大瀬名の道路、赤道の道路、それから舞歌の農道の一部分、その方は次年度の方へ繰越されておりますので、前月の方のよく年度の繰越の9,716ドル、この内に繰越されておりますので、決算の方には、現われておりません。それからその他の工事は全部前まかないの工事でございますので、この2,556ドルが出ておりますのは、普天間地内の道路工事費、それから新築地内の~~橋~~橋のかわりに仮設道路を作つておりますので、この方の道路費の方が予算以内で出来ておりますので、その方の額分を、前月は年度におたつての石粉を致くための何んとして1目的道路維持費の方に2,556ドル流用されておる訳でございます。それから1,397ドルの不要額を出しておりますが、先き申上げました市自まかないの道路新設改良費の方が或る区において実施されなかつた点がありまして、前月はそれだけは不要額と云うふうになつておる訳でございます。以上。

議 長～暫休願致します。(午後零時50分)

議 長～再開致します。(午後零時52分)

10番～この不要額についてお伺いしますが、予算を計上されながら実施出来なかつたと云う面については、いわゆる現在のその施設が、最も好しいと云う見解に立つてされたのか、それともその予算見積額がどうでその予算額では出来ないと云う面において、仮工

該当する訳ですね、

財政課長～そう云うことになっております。

12番～3目の中にですね、滞納処分費となつておりますが、これに対して1セントも使われてないと云うことは、これはどう云う訳けですか、

財政課長～これは強制執行をやる場合にですね、滞納処分をやる場合に使う様なもので、事実そう云つた処分の手続はまだやられなかつたと云う訳けです。

議長～暫休憩致します。(午後零時37分)

議長～再開致します。(午後零時47分)

助役～先に御質問がありました宮城さんの土木費の1項費目の道路、新設改良費の方から1目の方に2,5556ドル41セントを流用したことについて、お答えいたします。  
この方は62年度の道路新設改良費の方が徴政府補助でなされておるが、大山の道路、それから赤道の道路、嘉敷の農道、佐真下大削名の排水と云うふうになつていますが、その内大削名の道路赤道の道路、それから嘉敷の農道の一部、その方は次年度の方へ繰越されておりますので、結局前の方のよく年度の繰越の9,716ドル、この内に繰越されておりますので、決算の方には、現われておりません。それからその他の工事は全部自こまかないの工事でございますので、この2,556ドルが出ておりますのは、普天間地内の道路工事費、それから新城地内の橋梁のかわりに仮設道路を作つておりますので、この方の道路費の方が予算以内で出来ておりますので、その方の剰余分を、結局は年次にわたつての石粉を敷くための何んとして1目の道路維持費の方に2,556ドル流用されておる訳けです。それから1,397ドルの不要額を出しておりますが、先き申し上げました市自まかないの道路新設改良費の方が或る区において実施されなかつた点がありまして、結局はそれだけは不要額と云うふうになつておる訳けです。以上。

議長～暫休憩致します。(午後零時50分)

議長～再開致します。(午後零時52分)

10番～この不要額についてお伺いしますが、予算を計上されながら実施出来なかつたと云う面については、いわゆる現在のその施設が、最も好しいと云う見解に立つてされたのか、それともその予算見積額がとうていその予算額では出来ないと云う面において、仮工

事をされたのか、その面についてお伺いしたい。

勘 敬～その件につきましては、前議会の方でも御質問申し上げてありましたが、その方は当初の何からしめして、いわば予算の編成は単なる、こう云えば一寸誤りがあるかも知れませんが、衆人考へにしてそう云うの谷底になつておりましたので、当然そこは橋梁をかけなければ、いけないんじゃないかと、そう云う見解の下に橋梁と云う何んで予算を、500ドルもつた訳でございますが、そこを内市の方で結局は都市計画と云う何が打出されて、都市計画の面からして、検討した場合においては、果してここに橋梁をかけたのが良いのであるか、それからそのアブを全市に都立したのが良いのであるか、と云う事については、一応都市計画の見地からして専断の方にも御然をおいだ方が、良くなるかといかと思つて、結局は62年度においては、どうしても突進した見合をしなければいけないかと云う何んで結局は都立にしなさいと云う訳でございます。そしてその次の63年度に日本の方から使役の方から二人の技官が見えまして、その方のしん所をしてもらつた訳でございますが、その橋梁と云う事、橋梁と云う事は、ちよつと考えられないんじゃないかと、それと普天間と新城の両地域のつなぎからした場合においては、どうしてもここは都立の方が有利になるんじゃないかと云う答も出してございまして、それを都立して、行こうと云う事についても、この地形とにらみ合はなければ、はつきりした結論は出せないんじゃないかと考えております。

10番～よく分かりました。道路につきましては、最も普天間といわゆる新城地域、喜友名地域、その両側を結ぶ点も重要な点でございますので、早急に突進してもらいます様に御要望申し上げます。

議 長～暫休致します。(午後零時57分)

議 長～再開致します。(午後1時00分)

1番～この39、524ドル75セントの内には、年度的に時効にかかるともあつて考えられますけど、<sup>促進</sup>促進、或は推進する場合には、時効がされるわけでございますが、実質的に時効になつた分が含まれておりますか、お伺いします。

財政部長～56年度まで繰分は含まれておる訳ですね、それは税法では、督促状はもろ税法的には1期でありますけど、<sup>催促</sup>催促と云う様な事をやつておりますので、17年経びた様な形になつておりますが、中断しません。

1番～そうすると、実質的に時効にかかっている分は、1セントもないと云う訳ですね。

事をされたのか、その面についてお伺いしたい。

助 役～その件につきましては、前議会の方でも御説明申し上げてありましたが、その方は当初の何かからしまして、いわば予算の場合は単なる、こう云えば一寸誤へいがあるかも知れませんが、素人考えにしてそう云うの谷底になつておりますので、当然そこは橋梁をかけたければ、いけないんじゃないかと、そう云う見解の下に稿と云う何んで予算を6,500ドルもつた訳でございますが、そうこうする内に市の方で結局は都市計画と云う何が打出されて、都市計画の面からして、検討した場合においては、果してここに稿をかけたのが良いのであるか、それからそのアブを全部埋立したのが良いのであるか、と云う事については、一応都市計画の見地からして専門家の方にも指示をおいだの方が良くはないかと云う何んで結局はその62年度においては、どうしても突た施は見合わさなければいけないかと云う何んで結局は減額にした訳でございます。そしてその次の63年度に日本の方から建設省の方から二人の技官が見えまして、その方のしん断をしてもらつた訳でございますが、その結果としまして、橋梁と云う事はちよつと考えられないんじゃないかと、それと普天間と新城の開放地のつなぎからした場合においては、どうしてもここは埋立た方が有利になるんじゃないかと云う答も出してござりまして今後それを埋立て、行こうと云う事についても、この地形とにらみ合わせなければ、はつきりした結論は出せないんじゃないかと考えております。

10 番～よく分かりました。道路につきましては、最も普天間といわゆる新城地域、喜友名地域、その南側を結ぶ最も重要な点でございますので、早めに実施してもらいます様に御要望申し上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後零時57分)

議 長～再開致します。(午後1時00分)

1 番～この39,524ドル75セントの内には、年度的に時効にかかるものもあると考えられますけど、遅刻、或は推進する場合には、時効がされるわけでございますが、実質的に時効になつた分が含まれていますか、お伺いします。

財政課長～56年度まで分は含まれておる訳ですね、それは税法では、督促状はもち論法的には1個であります、再促と云う様な事をやつておりますので、1ヶ年延びた様な形になつておりますが、中斷しません。

1 番～そうすると、実質的に時効にかかっている分は、1セントもないと云う訳ですね。

5 番～今の1番職員に対する課長の説明で申断してないから、時効にはかかっていないと云うお話しでありましたね、この申断の年は督促状を発送しただけの話ですか。

財政課長～督促状は1回は必ず滞納者に対しては発送します。

5 番～若し何らかの措置を全額課しなかつたとすれば、只時効にかかっているのが、含まれるだけですわ、いわゆる督促に感じなければ時効にかかるとは含まれる訳でしょう、それを申断の措置を取つたから時効にかかつてない、したがつて、そこに計上されている訳でしょう、そこでその申断の措置をどう云う方法で取扱われたいかを聞いています、督促状を発行したのが、申断の措置であるのが、民法によると、いわゆる督促状の発送も申断の効果を生ぜしめる条件になつておりますがね、当局として申断の措置をとるためにどう云うような方法を取られていたか。

財政課長～督促状と云うものが出ております。

5 番～その督促状は郵送でなされたんですか、直接職員で相手に渡したんですか、つまり、向うに官当局から督促状が滞納者の方に発送された訳ですけど、発送はされたが、受取られたか、どうかを当局でたしめがめる資料はありますか。

財政課長～ありません。

5 番～ない、そうすると、この滞納額にはちゃんと、これは申断措置が取られて居るから、時効にかかつていないとして滞納額として計上されておりますが、56年と57年と云う年度にまたがる滞納分の滞納者で仮りに悪意があつて私は督促状は受取りませんでしたと出てきた場合には、どうしますか、これは、それちや滞納額督促状だけが、時効申断の措置ですか。

財政課長～その督促状と云うのは、一部であります、督促状と云うのは、大体年の年度末の6月当りに行つておつておりますので、17年はおくれる訳です。

5 番～質問のポイントを良くとらえて要点を外さないで質問に正確な回答をお願いします、繰り返して質問をします、私は滞納者に対して当局が督促、その他のいわゆる手続を取つてないとするならば、時効にかかっている方も含まれる訳ですけどね、前回は57年で時効にかかるとは聞いていますから、そう云う事になりますね、督促その他これに準じた措置が全部滞納者に取られてないとするならば、この中には当然時効にかかつて、いわゆる後取の滞納額が生まれてくる訳ですけど、しかし、そうちやなくて時効を申断したから、これは今

5 番～今の1番議員に対する課長の説明で申断していないから、時効にはかかっていると云うお話してありましたね、この申断の年は督促状を発送しただけの話です。

財政課長～督促状は1回は必ず滞納者に対しては発送します。

5 番～若し何らかの措置を全然講しなかつたとすれば、只時効にかかっているのが、含まれるだけです、いわゆる督促に応じなければ時効にかかるのが含まれる訳でしょう、それを申断の措置を取つたから時効にかかつてない、したがって、そこに計上されている訳でしょう、そこでその申断の措置をどう云う方法で取扱われたいかを聞いている訳です、督促状を発行しただけが、申断の措置であるのか、母法によると、いわゆる督促状の発送も申断の効果を発生せしめる条件になつておりますがね、当局として申断処置をとるためにどう云うふうな方法を取られていたかね、

財政課長～督促状と云うもんが出ております。

5 番～その督促状は郵送でなされたんですか、直接職員で相手に渡したんですか、つまり、向うに市当局から督促状が滞納者の方に発送された訳ですね、発送はされたが、受理されたか、どうかを当局でたしかめる資料はありませんか、

財政課長～ありません。

5 番～ない、そうすると、この滞納額にはちゃんと、これは申断措置が取られて居るから、時効にかかっていると申断額として計上されておりますが、56年と57年と云う年度にまたがる滞納分の滞納者で仮りに悪意があつて私は督促状は受取りませんでしたと出てきた場合には、どうしますか、これは、それちや滞納額督促状だけが、時効申断の措置ですか、

財政課長～その督促状と云うのは、一部であります、督促状と云うのは、大体年の年度末の6月当りに行つてやつておりますので、1ヶ月はおくれる訳です。

5 番～質問のポイントを良くとらえて要点を外さないで質問に的確な回答をお願い致します、繰返して質問致します、税は滞納者に対して当局が督促、その他のいわゆる手続を取つてないとすれば、時効にかかっている分も含まれる訳ですね、結局は5ヶ月で時効にかかる訳ですから、そう云う事になりますね、督促その他これに準じた措置が全然滞納者に取られてないとすれば、この中には当然時効にかかつて、いわゆる徴収未納なものが生れてくる訳ですね、しかし、そうちやなくて時効を申断したから、これは今

市費所の設備償還として残っている訳でしょう、所が起きてきま  
すのは、申所の処置で、たとへば現在滞納してから現在まで  
に5ヶ年以上、或は6ヶ年、或は7ヶ年と云うのがこの申には含  
まれているはずで、しかし、償還には5ヶ年過ぎたか  
らこれは強制的に徴収は出来なはずで、いわゆる時効にか  
かつて時効が申所して5ヶ年以上のものでも時効にはかか  
らないので時効にかつたものはないと云う訳ですか、なければそ  
う云うものは無意味になります。

財政課長～進捗状況はですね、職員が直接行つて、

5 番～そうすると、渡す訳でですね、(はい)

取つた場合には、取りましたと云う受領書なんかありますか、催  
戻状はたしかに、あんなから取りましたと云うふうには、それがな  
ければ、私は取りませんでしたとでも、来られたらどうしますか  
そうすれば当局の事なる気休めにしかなりませんよ、これは、こ  
の辺はつきり、今の答弁からはちやんとした措置が取られてな  
い様な印象を受けますから、この様に了解しておきます。そこで  
次に顧られた年度別の表を見ますと、下の方からつまり5年か  
ら上に行くにしたがつて、だんだん滞納額が多くなつて居ります  
これは滞納に対する、いわゆる大衆に努力してないと云う事りよ  
うな証ごととして受取つて良いですか、段々ふえて行つていま  
す、だんだん減るとか、もちろんこれは人口そのもの原因となり  
ますか、それに準じて増減も多くなつて滞納も多くなると云う事  
も当然的に考えられますが、たとへそう云う事柄にあるにせよ、  
滞納だけは少なれば少ないほど、つまりゼロであれば、それに  
こし事はないんですが、少なれば、少ないほど良いはずであ  
ります。しかしこの表を見ますと、逆の方向にだんだんこれは多  
くなつて居ります。もしこの調子で行きますと、後5ヶ年位は3  
万位になるはずですが、少し位心配じやないですか、それはい  
わゆる責任者は市長でありますから、市長はどう云うお考え  
ですか、この表を見ましてこれは致にですね、間違いますが、  
当局が市民に対して公報を発行する場合にぜひ滞納はそう云  
う致であります、と云うふうに一ツ掲載して載きたい事を付  
録致します。

議 長～留休取致します。(午後1時10分)

議 長～再開致します。(午後2時35分)

5 番～当局に対してもう少し将来のために質問致します。これは5、6年  
から6、2年度までのいわゆる滞納額であります。ちやうど、6  
2年の6月30日までは、51年の7月から5ヶ年になります  
そうすると51年6月以降のものは滞納額は全額消される訳で

市役所の徴税債権として残っている訳でしょう、所 起きてきま  
すのは、申断の処置です、たとへば現在滞納してから現在まで  
に5ヶ年以上、或は6ヶ年、或は7ヶ年と云うのがこの中には含  
まれているはずで、しかし、税法には、母法には5ヶ年過ぎた  
からこれは強制的に徴収は出来ないはずで、いわゆる時効にか  
かつて時効が申断しての5ヶ年以上のものでも時効にはかかつて  
ないので時効にかかつたものはないと云う訳ですか、なければそ  
う云うものは無意味になります、

財政課長～催促状はですね、職員が直接行つて、

5 番～そうすると、渡す訳けです、(はい)

取つた場合には、取りましたと云う受領書なんかありますか、催  
促状はたしかに、あなたから取りましたと云うふうに、それがな  
ければ、私は取りませんでしたとでも、来られたらどうしますか  
そうすれば当局の単なる気休めにしかなりませんよ、これは、こ  
の辺ははつきり、今の答弁からはちやんとした措置が取られてな  
い様な印象を受けますから、この様に了解しておきます、そこで  
次に配られた年度別の表を見ますと、下の方からつまり56年か  
ら上に行くにしたがつて、だんだん滞納額が多くなつて居ります  
これは滞納に対する、いわゆる大衆に努力してないと云う明りよ  
うな証として受取つて良いですか、段々ふえて行つています、  
だんだん減るとか、もち論これは人口そのもの原因となりますか  
常軌的に考えられますが、たとへそう云う事情にあるにせよ、滞納  
だけは少なければ少ないほど、つまりゼロであれば、それにこし  
た事はないんですが、少なければ、少ないほど良いはずでありま  
す、しかしこの表を見ますと、逆の方向にだんだんこれは多くな  
つています、もしこの調子で行きますと、後5ヶ年位には3万ド  
ル位になるはずですが、少し位心配しやないですか、それはいわ  
ゆる責任者は市長でありますから、市長はどう云うお考えであ  
りますか、この表を見ましてこれは次にですね、関連しますが、市  
当局が市民に対して公報を発行する場合にぜひ滞納はそう云う状  
態であります、と云うふうに一ツ掲載して載きたい事を付加えて  
要望致します、

議長～暫休憩致します。(午後1時10分)

議長～再開致します。(午後2時35分)

5 番～当局に対してもう少し将来のために質問致します、これは56年  
から62年度までのいわゆる滞納額であります、ちようど、6  
2年の6月30日までには、51年の7月から5ヶ年になります  
そうすると51年の6月以降のものは滞納額は全部削られる訳で

すか、償却された訳ですか、それとも56年以前のもものは、これは入っていない訳ですか、57年の時効と同達した場合には、62年6月までには51年7月から57年6月までになりすね、そこで、それ以前の、つまり57年6月以前のは、若し申所措置を取っていないとすれば、完全に時効にかかっている事になりますか、時効にかかたのがどれだけと云うふうな資料がありますか、それはいいですか、なければちやなくて、無い事もいかないんですが、今度はその云う事項と云うふうな非常に当周にとつて、来年に同達して、マイナスになる様な重課、要請がありますから、そう云つた事を念頭におかれて、義務行政に当つてもらいたいんですが、今後は、後でこれは手落ちとか、これはうっかりしていたとか、そう云う事は、わからなかつたじやすまされたいはずですから、今後はどが義務行政と関係法令を充分に認識して置かれて、そして手おちがない様に充分にやつて行く心構えがありますか、当周においては、課長はありますと云いましたが、市長の答弁を確かめておきたいと思いますから、市長さんの御意見を伺います。或はそう云うふうに部下職員にやらす考えはありますか。

市長～あります。

5番～はつきりした答弁を受けましたので、一応今の考え方を了承致しまして、これだけ止めておきます。

議長～一応御答同に入りますので、その点について質疑をお願い致します。

議長～留休憩致します。(午後2時36分)

議長～再開致します。(午後3時07分)

議長～1番議員の出席を報告する。

議長～18番議員の出席を報告する。

12番～この年度別の採収額資料によりますと、年々採収額がふえて行つて居る様であります。当周はこの同額に対して原因を研究してそしてこの原因をとつ止めて、どう云う努力をなされたか、その点をお伺い致します。

市長～今までの調査では、ほとんど毎年の様に手不足だと云うふうな事で、消尾にまでは減つていませんが、年々増員を致しております。

12番～この問題は、部課設置条例にも、**掲**れると思いますので一ずお伺い致しますが、監査員の規程の中にもある通り、款課基準となる

すか、償却された訳けですか、それとも56年以前のもの、これは入つてない訳けです、57年の時効と関連した場合には、62年6月までには51年7月から57年6月以前は、若し申断措置を取つてないとすれば、完全に時効にかかっている事になりますが、時効にかかつたのがどれだけと云うふうな資料がありますか、それはいいですか、なければちやなくて、無い事もいかないんですが、今度はその云う事項と云うふうな非常に当局にとつて、来年に関連して、マイナスになる様な重課、要素がありますから、そう云つた事を念頭におかれて、税務行政に当つてもらいたいんですが、今後は、後でこれは手落ちつたとか、これはうっかりしていたとか、そう云う事は、わからなかつたじやありませんから、今後は、税務行政と関係法令を十分に認識して置かれて、そして手おちがない様に充分にやつて行く心構えがありますか、当局においては、課長はありますと云いましたが、市長の答弁を確かめておきたいと思ひますから、市長さんの説明をお願いします。或はそう云うふうに部下職員にやらす考えはありますか、

市長～あります。

5番～はつきりした答弁を受けましたので、一応今の考え方を了承致しまして、これだけ止めておきます。

議長～一応総質疑問に入りしますので、その点について質疑をお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後2時36分)

議長～再開致します。(午後3時07分)

議長～1番議員の出席を報告する。

議長～18番議員の出席を報告する。

12番～この年度別の未取納資料によりますと、年々未取納がふえて行つて居る様であります、当局はこの問題に対して原因を研究してそしてこの原因をとつ止めて、どう云う努力をなされたか、その点をお伺い致します。

市長～今までの調査では、ほとんど毎年の様に手不足だと云うふうな事で、満身にまでは減つていませんが、年々増員を致しております

12番～この問題は、部課設置条例にも、れると思ひますので一寸お伺い致しますが、監査員の規程の中にもある通り、賦課基準となる



べき、賦課対象が不備であるとなつております。この問題は人員とも関係があると云うふうになつておりますが、部課設置条例においては、税務課では2、3名しか増員してないと云うことになつて居りますが、この2、3名増員で、呉してこれだけの仕事をスムーズに行い得るかどうか、御意見がございますか。

財政課長～只今の御質問は3名で充分に出来るかと云う様な御質問でありますか、(はい)

前から良く申し上げてあります通り、人員不足で賦課だけにおわれてしまつておると云う様な状態で去年も増員2人しましたけれども、仕事が色々ふえたと、2人は別の方に向けられたと後の1人はまだ内しかやつてないと云う様な状態になつてしまつた訳です。それで今度3名増員しますのは、もつばら徴税に当らしめようと、今度からは、今までの態勢で賦課事務は出来るんじゃないかと思つております。それで3名で、しよつちゆう出張徴収に当ると帳簿の整理なども当ると云うふうに従来よりかは一段効果が上げられるあんと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後3時23分)

議 長～再開致します。(午後3時27分)

議 長～質疑も大体つきた様であります。本案に対する質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

1 番～才入の1款の収入未済額が39,524ドル75セントの多額にばつておりますが、本件に付しましては、その内容の内訳を見ました場合に56年以降の滞納税額が含まれており、今後市当局は、その滞納の内容を充分に致しまして、施行力の発生、又滞納者滞納税能力があるか、どうか良く検討致しまして、又年度の決算において可能なかぎり滞納額の減少を計る様、要望致し又予算全般から見ました場合に登初予算額を更に追加更正予算を計上して、更に決算の段階に立つて、その額よりかなり減少してある向きもございますので、可能なかぎり、予算額と決算額の適切な処置を御要望申上げまして、本才入才出の決算に対しまして認定することに賛成致します。

議 長～外に変わった御意見はありませんか。

議 長～他に反つた御意見がない様でありますので、討論を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切り議決に付します。

議 長～議案第14号1962年度長野市才入才出決算認定についてを議決に付します。

議 長～認定することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第14号、1962年度長野市才入才出決算を認定することに決定致します

議 長～日程第2、議案第15号、1962年度長野市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題と致します。  
書面をして朗読せしめます。

議 長～提案者の説明を求めます。

市 長～提案した理由の通りであります。後は御質問に応じたいと思ひます。

議 長～暫休致します。(午後3時36分)

議 長～再開致します。(午後3時37分)

5 番～未収入の7、55.8ドル20セントの内その後いくら入っておりますか、その後入っておりますか、

水道課長～5月21日現在で632ドル47セント収入済でございます。  
残ガ/残リが1,234ドル69セント、まだ残っております。

5 番～残りは近い将来、短い期間内で回収の可能性がありますか、

水道課長～この中には、行方不明なんかもありまして、全部が全部回収は不可能でございます。できるだけ徴収に当たりたいと思つて居ります。尚徴収済でパーセントは98、1%になつております。

議 長～4番議員の出席を報告する

議 長～暫休致します。(午後3時40分)

議 長～再開致します。(午後3時44分)

議 長～他に要つた御意見がない様でありますので、討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打ち切り表決に付します。

議 長～議案第14号1962年度宜野湾市才入才出決算認定についてを  
表決に付します。

議 長～認定することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第14号、1  
962年度宜野湾市才入才出決算を認定することに決定致します

議 長～日程第2、議案第15号、1962年度宜野湾市上水道特別会計  
才入才出決算認定についてを議題と致します。  
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の説明を求めます。

市 長～提案した理由の通りであります。後は御質問に応じたいと思ひま  
す。

議 長～暫休憩致します。(午後3時36分)

議 長～再開致します。(午後3時37分)

5 番～未取入の7,558ドル20セントの内その後いくら入つており  
ますか、その後入つておりますか。

水道課長～5月21日現在で632ドル47セント取入済でございます。  
残差/残りが1,234ドル69セント、まだ残つております。

5 番～残りは近い将来、短い期間内で回収の可能性がありますか、

水道課長～この中には、行方不明なんかもありまして、全部が全部徴収は  
不可能でございます。できるだけ徴収に当たりたいと思つて居りま  
す。尚徴収済でパーセントは98.1%になつております。

議 長～4番議員の出席を報告する

議 長～暫休憩致します。(午後3時40分)

議 長～再開致します。(午後3時44分)

- 1 番～それと第2項の全金業債還金について、お伺いします。  
予算金額の25,048ドルの償還金の予算が多くなっておりま  
すが、実際には支出は3,411ドル48セントとなつておりま  
すがそれについての理由、更に現在水道関係でいくらかの債務があ  
るか、又いくら償還したかお伺い致します。

水道課長～お答えします。償還金の25,048ドルの予算で実際に償還  
したのは、3,411ドル44セントでございます。残りの21,636ドル56セントが不  
要額と云う事になつております。それは政府からの補助金が21,637ドル39  
セントございまして、これは61年のたしか10月頃受取つたと思ひます。  
それで同金との融資の条件としまして、政府からの補助金はすぐ  
償還金にあてると、こう云う契約の中に、条項に加えられておる  
訳です。これでこれはもらつたらすぐトンネルで向こうに上げる  
べきですが、これを年度終りまでに使つておつた訳なんです。そ  
れて又残った補助金を返すと云うのももつたいたない様な気が致し  
まして、これは63年度に繰越して、使用して、こう云う様な状  
態でございます。このための繰越になつております。不用額と、  
これはその数字で現われて居ります。

課長～8番の出席を報告します。

- 1 番～一応は理由はわかりましたけど、当初の元利償還金の予算額の2  
980ドルを返済されない理由についてお伺いします。

水道課長～償還金2,980ドルは、当初は利子として2,980ドル見  
積つておりましたが、その後の借入の金額が96,500ドルを  
オーバーしまして、98,100ドルの借入額になつております  
それで追加更正をしまして、時期はその1ヶ月分341ドル44  
セントと云う様な計算になつております。

- 1 番～それでは、この方は返済しなくても良いと云う条件になつてい  
た訳ですか、

水道課長～それは金額の借入れが済んで、それから半年は抵当になつて  
いて、その後には支払うと云うことになつて居りました。

- 1 番～その決算の年度における借入金はいくらになつておりますか  
その98,100ドルですか。

水道課長～そうです、98,100ドルです。

課長～暫休解散します。(午後3時56分)

1 番～それじや第2項の金企業償還金について、お伺いします。  
予算金額の25,048ドルの償還金の予算が多くなっておりますが、実際には支出は3,411ドル48セントとなっておりますがそれについての理由、更に現在水道関係でいくらかの債務があるか、又いくら償還したかお伺い致します。

水道課長～お答えします。償還金の25,048ドルの予算で実際に償還しましたのは、3,411ドル44セントでございます。残りの21,636ドル56セントが不要額と云う事になっております。それは政府からの補助金が21,637ドル39セントございまして、これは61年のたしか10月頃受取つたと思ひます。それで国金との融資の条件としまして、政府からの補助金がすぐ償還金にあてると、こう云う契約の中に、条項に加えられておる訳です。これでこれはもらつたらすやトンネルで向こうに上げるべきですが、これを年度終りまでに使つておつた訳なんです。それで又載いた補助金を返すと云うのももつたない様な気が致しまして、これは63年度に繰越して、使用して、こう云う様な状態でございましてこのための繰越になっております。不用額と、これはその数字で現われて居ります。

議長～8番の出席を報告します。

1 番～一応は理由はわかりましたけど、当初の元利償還金の予算額の2980ドルを返済されない理由についてお伺いします。

水道課長～償還金2,980ドルは、当初は利子として2,980ドル見積つておりましたが、その後の借入の金額が96,500ドルをオーバーしまして、98,100ドルの借入額になっております。それで追加更正をしまして、時期はその1ヶ年分341ドル44セントと云う様な計算になっております。

1 番～それでは、この方は返済しなくても良いと云う条件になつていた訳ですか、

水道課長～それは金額の借入れが済んで、それから半年は置き置いて、その後には支払うと云うことになつて居りました。

1 番～その決算の年度においての総借入金はいくらになつておりますかその98,100ドルですか、

水道課長～そうです。98,100ドルです。

議長～暫休致します。(午後3時56分)

議長～再開致します。(午後4時00)

議長～只今4時であります、時間延長をしたいと思ひますが御異議ございせんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します、

議長～留休憩致します。(午後4時01分)

議長～再開致します。(午後4時30分)

4番～2款の1項の2目給水施設費の中の9割賃金でございますが、1977ドル42セント延べ人員140、1割半とされております5ページです、この半と云うのはどう云う訳ですか、

水道課長～労働者の賃金でございますので、1ドル20セントとか、1ドル30セントかで時間でやつておりますので、その端数がこここう云うふうに出ておると、

4番～14,015人分だと云うことになっておりますが、その上の職員手当の場合に2名を上回っている様な賃金であります、そうすると、かえつて職員をふやして、その仕事があつたらば、やらせた方がよいと云う事になりますけど、その賃金について具体的に御説明をお願い致します、それから25割の備品費であります、給水工事用具代と云うのと、それから1款の1目の中の備品費83ドル、工具類が主だと思つておりますが、この工具類の管理ですね、専成は持つておられるか、その置き野放しにされて居るのか、その辺について、

水道課長～最初の賃金に対して、お答え致します、この方は給水工事の場合の主に作業はあな廻りでございました、職員を増やしてやつた方がよいんじゃないかと云う様な御説明でございますが、この場合に職工の方はその給水の準備でえん管を切つたり、或は又ハンターを切りつけたり色々準備がございまして、しかしながらこの場合でも、職工も同じ様に労働者と一體にあなを掘つたり、又後の掘もどしをしたり、やつておりますが、労働者の方は、これはそう云う事では、工事の進捗まではやれませんので、職工が2名の外にこの労働者の3名から4名臨時採用してあります、それから備品費の方でございますが、その給水設備の備品費は主に給水工事に費われておりますところの工具類でございます、その中には備品となつておりますが、これは純粋的な備品が多いので

議長～再開致します。(午後4時00)

議長～只今4時であります。時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時01分)

議長～再開致します。(午後4時30分)

4番～2款の1項の2目給水施設費の中の9節賃金でございますが、1977ドル42セント延べ人員140、1月半とされております。5ページです。この半と云うのはどう云う訳ですか。

水道課長～労務者の賃金でございますので、1ドル20セントとか、1ドル20セントかで時間でやつておりますので、その端数がここにこう云うふうに出ておると。

4番～14,015人分だと云うことになっておりますが、その上の職員手当の場合に2名を上回っている様な賃金であります。そうすると、かえつて職員をふやして、その仕事はずつとあるならば、やらせた方が良く云う事になりますけど、その賃金について具体的に御説明をお願い致します。それから25節の備品費であります。給水工事用具代と云うのと、それから1款の1目の中の備品費83ドル、工具類が主だと思っておりますが、この工具類の管理ですね、車庫は持つておられるか、そのまま野放しにされて居るのか、その辺について。

水道課長～最初の賃金に対して、お答え致します。この方は給水工事の場合の主に作業はあな掘りでございます。職員を増やしてやつた方が良くないかと云う様なお説明でございますが、この場合に職工の方はその給水の準備でえん管を切つたり、或は又ハンターを取りつけたり色々準備がございしますが、しかしながらこの場合でも、職工も同じ様に労務者と一踏にあなを掘つたり、又後の埋もどしをしたり、やつておりますが、労務者の方は、これはそう云う事までは、工事の連絡まではやれませんので、職工が2名の外にこの労務者の3名から4名常時採用しております。それから備品費の方でございますが、その給水設備の備品費は主に給水工事に使われておるところの工具類でございます。その中には備品となつておりますが、これは消耗品的な備品が多いので

ございます。例へば、トーチランプとか、或はモンキーと云いますか、スパナと云うもんです。そう云う類の工具でございまして、それから工費の工員も備品費はこれは既管、事務所内部における備品費としての職をもつてある訳であります。その中にツルハシと云うのが入つて来ておりますが、これは実際は給水工事費の申の備品費で出されるべき性質のもんであります。これの保管に付しましては、給水用具は工具類は資材係の倉庫の方へいつも保管しております。

10番～1項の補修費ですな、あれはいわゆるこの人造の屋敷か、はたけ所有物の中から取つた訳ですか、

水道課長～これは実は真栄原、中学校への配水管の布設の場合にあれば、普通アイキ道路と云つております。あれの~~例~~を通す様に軍の方へ道路専用の許可願を出した訳なんです。軍から拒否された訳です。何故理由は、あの道路は松並木の後に土手がのりになつております。それでかた方は配管工事のために掘り下げたくずれるおそれがあるんです。一組あながあります。あれは上は鉄金でそうとうがんによう組んで、それで上をコンクリートでほう装してあります。そう云う色々条件が悪くて、軍から配管は拒否された訳なんです。それでどこから入る管を通した方がよいかはと云うの事で、現地を見ましたけども、佐下附近においてはあの道は約100米位は松並木の松並木の後がそうとう狭つてお入り口から約100米を一通して行つて、後は屋敷に二間、それかまらしたけに一間、どうしてもそこを通してもらわなくやいかんと云う事になつた訳です。それで区長さんにも良く連絡して下り市真栄原の区長さんにも一語に真栄原のクラブに参りまして、その件を佐下真栄原の区長さんにもお願いしまして、それでやつた訳なんです。色々事情がございまして、向こうの方で施行としても、これはもう水道が学校に給水~~水~~されたとして、真栄原に住む民にも給水~~水~~されるんだと、そう云うふうな点もよく考えて載せたので通してやらうと云うことになつておる訳なんです。それでその時の井と、井どのの井はたけですか、それから、ふたけが1件井どのの井はたけが2件ありますが、その外に、はたけを通るのが2件それに対する補修費です。

課長～本案に対する質疑も大体つきたと思ひますが、質疑を打切ることに御異議をございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

課長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切る事に致します

とございます。例へば、トーチランプとか、或はモンキーと云いますか、スパンと云うもんです。そう云う類の工具でございます。それから1款の1目の備品費はこれは経営、事務所内部における備品費としての職をもうけてある訳であります。その中にワルカシと云うのが入つて来ておりますが、これは実際は給水工事費の中の備品費で出されるべき性質のもんであります。これの保管に付しましては、給水用具は工具類は資材係の倉庫の方へいつも保管しております。

10番～1項の補修費ですな、あれはいわゆるこの人達の屋敷か、はたけ所有物の中から取つた訳ですか、

水道課長～これは実は真栄原、中学校への給水管の布設の場合にあれば、普通ナイキ道路と云つております。あれのを通す様に軍の方へ道路専用の許可願を出した訳なんです。軍から拒否された訳です。何故理由は、あの道路は松並木の後に土手がのりになつてお

ります。それでかた方は配管工事のために掘り下げたらくずれるおそれがあるんです。それもありますし、マー一刺あながありますが、あれは上は鉄金でそうとうがんにように組んで、それで上をコンクリートでほう装してあります。そう云う色々の条件が悪くて、軍から配管は拒否された訳なんです。それでどこから1番管を通した方が良かったと云うので、現地を色々見ましたけども、佐真下附近においてはあの道路に沿うた云えば農道が全然ない訳なんです。それでひ行場入口から約100米位は元の松並木の後にそう云う残つておりますので、その分を一応通して行つて、後は屋敷に二間、それからはたけに1間、どうしてもそこを通してもらわなくちやいかんと云う事になつた訳です。それで区長さんにも良く連絡しまして市長さんも一諸に真栄原のクラブに参りまして、その件を佐真下真栄原の区長さんに協力をお願いしまして、それでやつた訳なんです。色々事情がありました。向こうの方で施行としても、これはもう水道が学校にきゆう取されとて、真栄原住民にもきゆう取されるんだと、そう云うふうな点もよく考へて載きたいので通してもらふと云うことになつておる訳なんです。それでその時の井ど、井どの前はたけですか、それから、ふた小屋が1件井どのはたけが2件ありますが、その外にはたけを通るのが2件それに対する補償です。

議 長～本案に対する質疑も大体つきたと思いますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切る事に致します



議 長～では本案に対する討論を求めます。

4 番～1962年度の特別会計決算の認定であります。認定する、しないという問題よりは、議会で指摘した部分尚又監査委員から指摘され改善すべき点と云う点については、尚それを基礎にしまして、検討し、そして次年度においては、その面がはつきり改善され、或は向上したと云う事がはつきり現われる事こそ、私は決算認定の意義があるんだと、こう云うふうを考えております。そこで一般会計の決算にして、その特別会計の決算に致しましても、指摘された部分については、尚御検討して載きまして、そして本案に賛成致します。尚、付加えて申し上げたい点は、才入においても取入どぎどぎの未済額が7,500ドル余りあつたと、現在においては6,000ドル余も取入差額になつておりますと云う事は努力をなされたと云うふうにも認めていいんぢやないかと、この会計事業そのものは公営事業でありますので、その利益を住民に或市民に還元すると云う意味で尚努力して載きまして、そして他市町村の水道事業同様な水道料金の値下げまで努力して載きます様に要望申し上げまして、本案を認定することに賛成致します。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議 長～議案第15号、1962年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算承認についてを表決に付します。

議 長～認定する事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様ものと認め、全会一致でもつて議案第15号1962年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算についてを認定することに決定致します。

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終る事に致します。

尚次の本会議は6月20日の午前10時より開くことに致します

議 長～散 会(午後5時00分)